

# 委 託 販 売 契 約 書

「地元による地元の発展プロジェクト」の会員間において、

(委託会員) (以下「甲」という)と

(受託会員) (以下「乙」という)は、

次のとおり委託販売契約（以下「本契約」という）を締結する。

（①委託会員となるのは「個人会員」「見守り個人会員」「事業会員」であり②受託会員になるのは「個人商店会員」とする。③「見守り個人会員」はプロジェクトで登録済みの2親等以内の「見守り人」の恒常的な見守りの下で活動する）

## 第1条（目的）

甲は乙に対し、「自己所有物」「生産/製造」物（以下「商品」という）の「地元による地元の発展プロジェクト」の会員さらには非会員への販売を委託し、乙はこれを受託する契約を締結した。

## 第2条（業務）

乙は、前条の目的を達成するため、各委託品に関して、①品目ごとに「委託販売」品目別伝票を作成し受託後、②基本的に1か月を受託期間とし、③商品の販売・販売代金の回収を行うものとする。

## 第3条（販売価格）

1) 甲は乙の助言を聞き、税抜き販売価格を決定する。

2) 税抜き販売価格の10%を消費税として、税抜き販売価格に加算した額を、税込み販売価格として、値札に掲示し販売する。

3) 時間の経過にて劣化するものに関しての値引きは乙が随時行う。

3) 販売出来なかった委託品の返却・廃棄などは乙の判断で随時行い、委託者に事後報告する。

## 第4条（手数料）

甲が乙に対して支払う販売出来た場合の、販売手数料は、税抜き販売価格の 10 %とする。

## 第5条（代金の支払）

乙は、受託品目毎に、販売・返却・廃棄決定時「委託販売」品目別伝票にて、計算、報告し、甲の了解を確認後、銀行振り込み（「見守り個人会員」に関しては本人の銀行口座）（振り込み手数料委託者負担）・返却（手数料委託者負担）等を行う。

## 第6条（商品管理）

乙は、甲から納品された商品を管理者の注意をもって管理し、甲から返納の申入れがあった場合は、速やかに返還するものとする。

## 第7条（瑕疵）

甲は乙を通じて販売した商品の品質不良等、製造上仕様上の瑕疵、数量不足、梱包不良等その他一切の瑕疵につき、その担保の責に任じ、直ちに代金減額又は代替品納入若しくは修理並びに客先の被った損害につき賠償の責任を負う。

## 第8条（守秘義務）

甲及び乙は本契約履行上、知り得た相手方の営業上の機密、商品販売及び製造技術上の機密・情報を第三者に漏洩してはならない。

最終内容確認 年 月

## 第9条（契約解除）

甲及び乙は、次の各号の一つに該当したときは、何等の催告を要せず、自己の被った損害の賠償を相手方に請求し直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約または個別契約の条項に違反し、相当の期間を定め是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わないとき
- (2) 債務不履行により、差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき
- (3) 破産、会社更生法の申立及び民事再生手続きの申立をし、またはこれらの申立がなされたとき
- (4) 監督庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
- (5) その他本契約に違反したとき

## 第10条（契約期間） 以下のどちらかを丸印をつけて選択するものとする。

本契約の有効期間は締結の日から

- ① 3か月以内（延長の規約なし）（印紙不要）
- ② 3か月以内（当該期間の1ヶ月前迄に甲、乙何れからも何等の意思表示がない限り、本契約と同一の条件で3か月間本契約は延長されるものとし、以後もこれを繰り返す）  
（印紙代4千円が2通分必要：等分で負担するものとする）

## 第11条（協議事項）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

## 第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証すため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲：名称：

氏名：

（印または自著）

住所：

乙：名称：

氏名：

（印または自著）

住所：